

下膳及び食器洗浄業務委託仕様書

岩手県立久慈病院(以下「病院」という。)の下膳及び食器洗浄業務は、この仕様書及び「下膳及び食器洗浄業務委託明細書」の定めるところにより実施するものとする。

なお、業務の実施にあたっては、労働基準法及びその他関係法令を遵守すること。

1 一般事項

- (1) 委託業務は、医療法及び同法施行規則の基準並びに食品衛生法に定められている基準に基づき、食器洗浄、消毒、配膳及び下膳車の運搬を適正に実施すること。
- (2) 配膳等の病院業務に支障がないよう、受託業務を完了するため必要な人員を配置する勤務体制を維持すること。

2 業務従事期間等

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(365日)

A勤務 7時40分から9時55分まで

B勤務 12時10分から14時25分まで

C勤務 18時10分から20時25分まで

3 作業内容

- (1) 配膳車の回収、下膳車の運搬及び清拭
- (2) 残菜等の処理
- (3) 食器、トレイ、哺乳瓶等の洗浄及び食器消毒保管庫での消毒
- (4) 洗浄室等の清掃

4 消耗品の供与

業務に必要な以下の備品、消耗品等は甲の手続きに従って乙に払い出される。

キャップ、マスク、粘着テープ、ハンドソープ、ペーパータオル、アルコール製剤(手指用)、ゴミ袋(厚手、70L)、洗剤(洗浄機用)、漂白剤(食器用)、漂白剤(キッチン用)、スポンジ、たわし、ダスタークロス、哺乳瓶洗浄用ブラシ、防水エプロン、モップ、水切りワイパー等

5 委託施設の所在地及び業務区域

- (1) 所在地：岩手県久慈市旭町第10地割1番
- (2) 施設の概要

階数：地上5階、塔屋

延床面積：24,974.79㎡

病棟及び病床数 3階西病棟 56床 4階西病棟 55床
5階東病棟 59床 5階西病棟 52床
2階救命救急センター病棟 20床 計 242床

備品 稼働下膳車 10 台(大型 8 台、小型 2 台)、稼働配膳車 9 台、自動食器洗浄機、
食器消毒保管庫

(3) 業務区域

栄養管理科、食器洗浄室、各病棟(下膳コーナー)、ゴミ置場等

6 作業手順

別紙「下膳及び食器洗浄業務委託明細書」及び「下膳・食器洗浄業務委託作業工程表」による。

7 作業内容の徹底

受託者は、従事者に対し、この仕様書の内容を周知させるとともに、業務に必要な知識の習得及び訓練を行うこと。

8 作業従事者について

- (1) 委託業務の着手前に、「下膳及び食器洗浄業務従事者名簿(様式第 1 号)」を病院に提出すること。また、以後において従事者が異動する場合も同様とする。
- (2) 従事者は作業中一定の服装及び履物等を着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札を身につけること。
- (3) 従事者は、健康な者とする。
- (4) 従事者は、本書の定める作業内容を理解し、全て身元確実な者とし、作業を行う場合は機敏に活動し、他人に不快感を与える事のない者とする事。

9 作業責任者の選任

受託者は、病院との連絡調整等にあたらせるため、従事者のうちから作業責任者 1 人を選任し、病院に報告すること。

10 衛生管理等

- (1) 従事者の定期健康診断及び毎月 1 回検便等の検査を受託者の実施、その結果を病院長に報告すること。
なお、検査の費用は受託者の負担とし、検査の結果、措置を必要とするものについては、病院の衛生管理者の指示に従うこと。
- (2) 業務従事前、個人衛生点検表(様式第 2 号)を記入し、作業責任者が確認し、伝染病に罹患している者、伝染病の保菌者、化膿性創傷、伝染病皮膚疾患又は下痢性疾患のある者は、業務に従事しないこと。
- (3) 家族または近隣に伝染病が発生した場合は、速やかに病院長へ申し指示を受けること。
- (4) 業務の性質上、清潔の保持には特に留意すること。
- (5) 被服等は、常に清潔なものを着用すること。
- (6) 就業前、用便後、電話使用後及び不潔なものに触れた場合は、その都度手指の洗浄消毒を行うこと。

11 作業実施上の留意事項

- (1) 下膳・配膳車、食器洗浄器等の取扱いに注意し、建物、設備、備品等を損傷させないこと。
- (2) 病院の設備を使用する場合は、効率的な使用をすること。
- (3) 労働安全規則を厳守し、作業の安全を確保すること。
- (4) 食器、器具等は丁寧に取扱うこと。
- (5) 作業場所、付帯設備、備品及び器具は作業の都度清掃及び整理整頓を行うこと。
- (6) インシデントが発生した場合、「インシデントレポート体験報告(様式第3号)」により栄養管理科に報告すること。
- (7) 病院事業の特殊性から、接遇については特に留意のうえ業務を行うこと。
- (8) 言葉遣いが命令調にならないように、思いやりの気持ちを持って丁寧に話すこと。
- (9) 相手に不快感を与えるような言動や身だしなみに十分注意すること。
- (10) 窓の開閉等により塵芥を飛散させないこと。
- (11) 業務中に損傷箇所や破損品を発見した場合は、ただちに病院へ報告すること。
- (12) 病棟での業務は、患者の安静の妨げにならないように静かに行うこと。
- (13) 栄養管理科業務基準(各種マニュアルを含む。)に従って作業を行うこと。
- (14) 業務の実施に関して必要のある場合は、受託者に報告を求め又は実施検査を行い、業務の実施状況がこの仕様書に適合しないと認めるときは、これを適合させる措置を取るべきことを指示することがある。なお、受託者は上記の指示に従って措置したときは、その結果を病院に報告するものとする。

12 個人情報の保護

乙は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13 業務完了報告

- (1) 毎日の作業終了後に、「委託業務実施報告書(様式第4号)」を提出すること。
- (2) 毎月の委託業務後は、「委託業務完了報告書(様式第5号)」を病院に提出し、完了確認を受けること。

14 緊急時の対応

火災、地震等の非常時には、甲の自衛消防隊員として甲の指揮下に入り、その対策に従事すること。

15 研修会の参加

従事者は、甲が開催する医療法上定められた研修会に参加すること。

16 その他

- (1) 従業者は環境活動実行組織の一員として、医療局環境管理マニュアルを遵守すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、病院、受託者が協議し決定するものとする。

別紙

下膳及び食器洗浄業務委託明細書

1 作業手順

- (1) 始業前に個人衛生点検表を記入し、栄養管理科へ提出する。
- (2) 清拭消毒した空の下膳車を各病棟の下膳コーナーに設置する。
- (3) 配膳の終了した配膳車を回収し、配膳車プール前廊下まで運搬する。
- (4) 食後の食器等が回収された下膳車を洗浄室に運搬する。
- (5) 使用済みの哺乳瓶、乳首等を病棟内指定場所から回収し、洗浄・消毒する。(1日1回)
- (6) (4)の食器類の残食を取り除きながら同型食器毎に食器籠に収納し、あらかじめ浸漬液を貯めておいた浸漬槽に浸し、必要な場合はスポンジを使用して予洗いを行う。
- (7) 浸漬していた食器等を食器洗浄機で洗浄する。
- (8) (7)で洗浄した食器等は、食器消毒保管庫に収納し、指定の温度及び時間を設定して消毒後、栄養管理科職員に引き渡す。
- (9) 朝食用に使用したりヒートウォーマーのホテルパンを洗浄、消毒する。(1日1回)
- (10) 哺乳瓶、乳首等は専用の洗剤を使用し手洗いをして、食器消毒保管庫に収納し、指定の温度及び時間を設定して消毒する。(1日1回)
- (11) 洗浄室、備品及び機器等は使用した都度清掃し備品は所定の場所に保管する。
- (12) 洗浄室内グリストラップを清掃する。(1日1回)

2 食器等について

- (1) 食器等は、丁寧に扱い床に直に置かないこと。
- (2) 汚れの著しい食器等は、随時洗浄、漂白、研磨を行うこと。
- (3) 洗剤、漂白剤は使用基準を守り、食器類の材料等を勘案して使用すること。

3 食器洗浄機

- (1) 食器洗浄機の取り扱いは、説明書を熟読し事故のないように十分注意し、使用後は手入れをすること。
- (2) 使用後は、必ず電源を切ること。
- (3) 機械に異常を感じたときは、速やかに病院に報告し、指示を仰ぐこと。

4 残菜等の処理について

- (1) 残食は、下膳の都度処理すること。
- (2) 残食は、ポリバケツ等の上にザルを置いて水切りを行い、指定のゴミ袋に入れて厨塵置場に運搬すること。
- (3) ハエ、ゴキブリ、鼠等の発生防止に気を配り、残菜処理を行うこと。
- (4) 業務上発生した残食等の生ゴミ以外のゴミは、指定のゴミ袋に入れて1日1回夕食時にゴミ置き場に運搬すること。
- (5) 食札はポリ袋に入れて廃棄すること。

5 清掃について

- (1) 壁、窓等は、除塵の後雑巾で水拭きすること。又、天井は定期的に除塵すること。
- (2) 水槽は、洗剤等を使って汚れを落とし水拭きすること。
- (3) 洗浄室のグリストラップは、1日1回、残菜を取り除き熱湯及び洗剤を用いて油分を除去すること。
- (4) 作業終了毎に作業台を清掃すること。
- (5) 作業終了毎に床の水切りを行うこと。
- (6) 食器消毒保管庫内の床面を食器保管前に水拭きすること。
- (7) 食器消毒保管庫内の清掃と食器カートの清掃を1日1回ずつ行うこと。

6 その他

- (1) 病院が随時行う残食調査等の帳票を、下膳の際に整理、回収し栄養管理科に提出すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、病院、受託者が協議し決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項（資料の返還等）

第10 乙は、業務を処理するために、甲から引き渡された、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後使用する必要がなくなった場合は、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等について、甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬し

なければならない。

(再委託の承諾)

第13 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

配膳・下膳・洗浄作業工程表

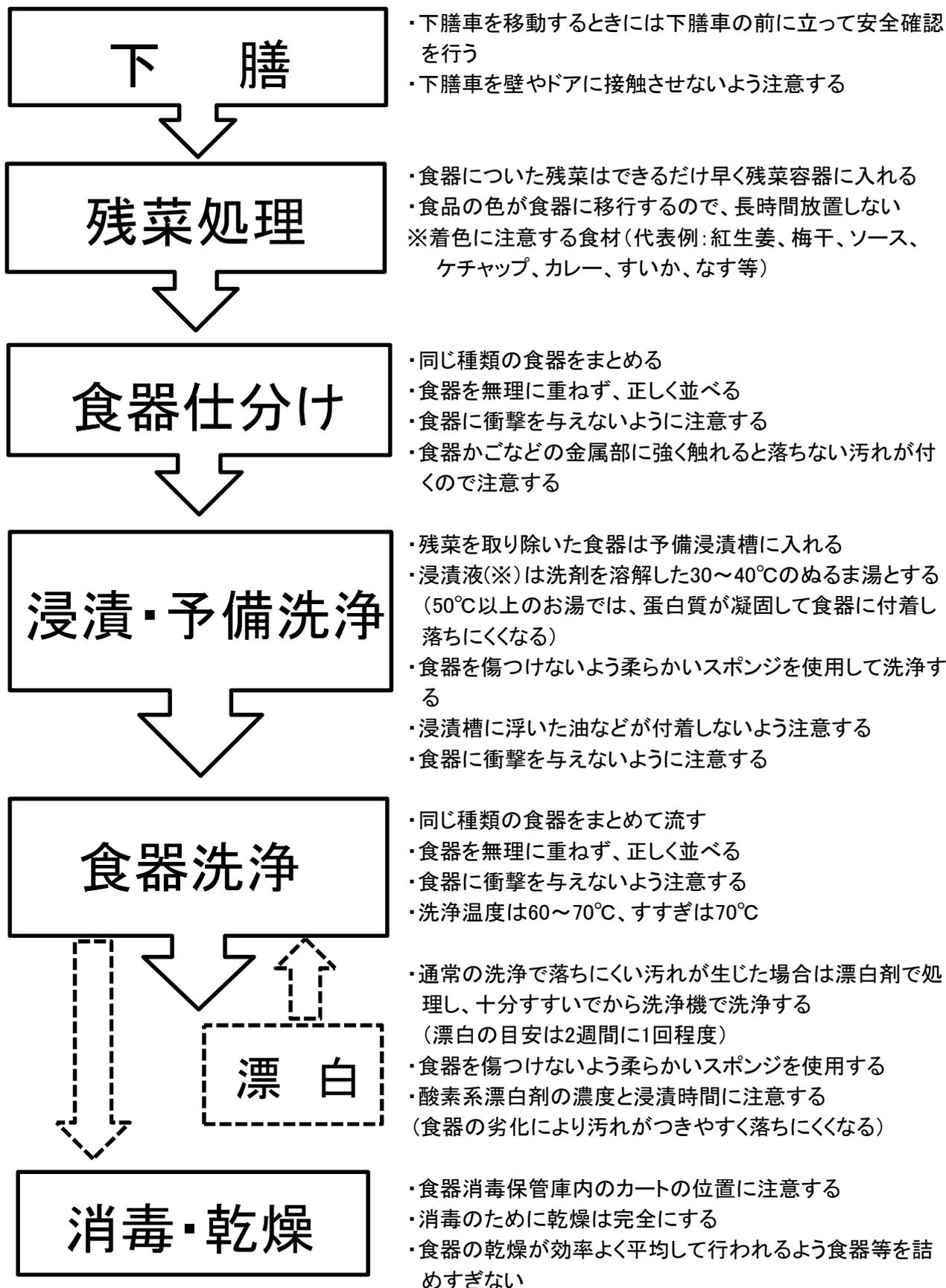
業務開始

時間			業務内容			
朝	昼	夕	A	B	C	D
7:40	12:10	18:10	個人衛生点検	個人衛生点検	個人衛生点検	個人衛生点検・食器消毒保管庫清掃 食器洗浄及び消毒(準備)
			下膳車設置	下膳車設置	下膳車設置・配膳車回収	
7:50	12:20	18:20	配膳車回収	配膳車回収	朝 ホテルパン洗浄 昼 哺乳瓶・キャップ・乳首洗浄 夕 グリストラップ清掃	
8:00	12:30	18:30	下膳業務	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査
8:10	12:40	18:40	下膳業務	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査
8:20	12:50	18:50	下膳業務	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査
8:30	13:00	19:00	下膳業務	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査
8:40	13:10	19:10	下膳業務	下膳車清掃	下膳車清掃	食器洗浄及び消毒(分別・浸漬) 残食調査
8:50	13:20	19:20	食器洗浄及び消毒(予備洗浄)	食器洗浄及び消毒(予備洗浄)	食器洗浄及び消毒(予備洗浄)	食器洗浄及び消毒(予備洗浄)
9:00	13:30	19:30	食器洗浄及び消毒(予備洗浄)	食器洗浄及び消毒(予備洗浄)	食器洗浄及び消毒(予備洗浄)	食器洗浄及び消毒(予備洗浄)
9:10	13:40	19:40	食器洗浄及び消毒(洗浄機)	食器洗浄及び消毒(洗浄機)	食器洗浄及び消毒(洗浄機)	食器洗浄及び消毒(洗浄機)
9:20	13:50	19:50	食器洗浄及び消毒(洗浄機)	食器洗浄及び消毒(洗浄機)	食器洗浄及び消毒(洗浄機)	食器洗浄及び消毒(洗浄機)
9:30	14:00	20:00	食器洗浄及び消毒(洗浄機)	食器洗浄及び消毒(洗浄機)	食器洗浄及び消毒(洗浄機)	食器洗浄及び消毒(洗浄機)
9:35	14:10	20:10	洗浄室の清掃	残食計量・処理	食器洗浄及び消毒(機械点検)	委託業務実施報告書記録
9:55	14:25	20:25			終業点検	残食調査記録

業務終了

※1マス 作業時間10分

食器洗淨作業手順



浸漬液(※)

食器用洗剤の取扱説明書より

浸漬・予洗いの場合は、ぬるま湯1リットルに対して洗剤1.5mlと記載

①超音波シンク(4槽保有)

サイズ105cm×39cm×25cm ⇒ 水位20cmとしてぬるま湯約80リットル

↓

洗剤 120ml/槽

②移動シンク(2台保有)

サイズ116cm×72cm×26cm ⇒ 水位20cmとしてぬるま湯160リットル

↓

洗剤 240ml/槽

様式 1

令和 年 月 日

岩手県立久慈病院長 様

受託者 住所

氏名

印

下膳及び食器洗浄業務従事者名簿

1 従事期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
2 従事者				
氏名	年齢	住所		特記事項

注) 従事責任者及び個人情報管理責任者を指名し、特記事項欄に記入すること。

様式 4

決 裁	栄養管理 科長	委託 責任者

委 託 業 務 実 施 報 告 書

令和 年 月 日 () 受託者

	作業内容	確 認			作業従事者
		A勤務	B勤務	C勤務	
日 常 業 務	配膳車・下膳車搬送				A勤務
	下膳車清掃				
	下膳・食器処理				
	食器浸槽洗浄漂白				
	残菜処理				
	籠等容器清掃				
	食器洗浄機清掃				
	塵芥収集処理				
	食器消毒保管				B勤務
	哺乳瓶配膳・下膳・洗浄				
	洗浄室清掃				
	洗浄室の保安全管理				
	休憩室の保安全管理				
	作業従事者の衛生管理				
	食器消毒保管庫の清掃 (床)				
	(庫内)				
	(カート)				C勤務
連絡事項					

様式5

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

岩手県立久慈病院長 様

(受託者)

住所

氏名

下記のとおり受託業務を完了したので報告します。

記

業務名	下膳及び食器洗浄業務					
契約期間	全体期間	自	令和	年	月	日
		至	令和	年	月	日
契約期間	今回完了期間	自	令和	年	月	日
		至	令和	年	月	日
委託契約金額	総額					円
	今回支払額					円
受託業務完了年月日		令和 年 月 日				